

# 片平町内会個人情報取扱規定

## (目的)

第 1 条 本規定は個人情報保護法および川崎市条例に基づき、本会が取得・保有する会員並びに賛助会員(以下会員という)、および関係者の個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (責務)

第 2 条 本会の会員は本規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

## (周知)

第 3 条 本会は、本規定を会員名簿等に掲載することにより、その内容を会員に周知するものとする。

## (個人情報の取得)

第 4 条 本会が、会員になろうとする者・団体等から個人情報を取得する場合は、「片平町内会入会申込書」や「片平町内会賛助会員入会申込書」等、本会が定める書類等により個人情報を取得するものとする。

2. 本会が会員から取得する個人情報項目は次のとおりとする。

- ・氏名(代表者又は筆頭者 1 名)
- ・団体名(賛助会員の場合)
- ・住所
- ・電話番号
- ・世帯形式(単身世帯、家族世帯)
- ・その他本人の同意を得て取得する個人情報項目

## (同意の取消し)

第 5 条 会員は、前条に基づき本会が取得することに同意した場合であっても、その後の事情により個人情報項目の削除、および修正を求めることができる。

## (利用)

第 6 条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、文書の送付等
- (2) 町内会員名簿の作成
- (3) 会員相互の親睦を深める活動の連絡
- (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動の連絡
- (5) 祝い金等の対象者の確認
- (6) 災害時における要援護者の支援活動
- (7) その他町内会活動を円滑に遂行するために必要な場合 等

## (管理)

第 7 条 収集した個人情報は総務部で保管するものとし、滅失およびき損の防止を図り、適切な管理のために必要な措置を講じることとする。

2. 不要となった個人情報は、適正な方法で速やかに廃棄するものとする。

## (第三者提供)

第 8 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て第三者に提供することとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは神奈川県、川崎市、麻生区又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

- (5) 個人情報のうち役員に関するものについては、麻生区町会連合会、又はこれらに準じる公共目的の団体・学校等が、町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

**(相談・苦情)**

**第 9 条** 本会は、会員から個人情報の取扱について相談・苦情を受けた時は、適切かつ速やかに対応しなければならない。

**(会員の責任)**

**第 10 条** 本会会員は、会員名簿の情報等町内会活動上知り得た個人情報については、退会後も含めてみだりに他人に知らせ、又は不当に使用されることがないように徹底しなければならない。

2. 会員名簿の配布を受けた場合は、個々の会員が適正に管理し、不要時は返却あるいはシュレッダー廃棄することとする。なお会員名簿の管理方法については適宜本会が必要かつ適切な通知を行うことにより、周知に努める。

**附 則**

- (1) 施行期日 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

以上